渡 総 第 228 号
令和8年10月30日

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所 一ノ瀬 泰彦
（公印省略）

見 積 依 頼 書

1 件　　名　渡良瀬川ダム総合管理所貯水槽清掃等業務（オープンカウンタ方式）
2 業 務 場 所　群馬県みどり市東町座間564-6 渡良瀬川ダム総合管理所 3箇所
3 履 行 期 間　契約締結の翌日　から　令和8年12月10日　まで
4 内　容　等　別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

1 現 場 説 明　実施しません。
2 見積参加要件　貯水槽清掃に必要な資格を有し、群馬県に本店・支店又は営業所があること。
なお、当機構における一般競争（指名競争）参加資格業者である必要はありません。

3 見 積 書 等

1）様 式 等　見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。

2）提出方法　FAX又はメールによる。（※FAX番号は、4）に記載された番号）
なお、FAXに拠りがたい場合は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。）による。

3）提出期限　**令 和 8 年 11 月 12 日　12:00**　まで

4）提 出 先　独立行政法人 水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所
FAX番号 0277－97－3300

5）担 当 者　総務課 阿部

6）質問書提出期限　令 和 8 年 11 月 5 日　12:00　まで

7）見積回数　1回を限度とする。

8）そ の 他　①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 辞 退　仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

5 見 積 結 果　見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知します。

6 そ の 他

1）契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

2）請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。

3）最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

渡良瀬川ダム総合管理所貯水槽清掃等業務仕様書

第１節　適用

本仕様書は「渡良瀬川ダム総合管理所貯水槽清掃等業務」に適用する。

第２節　業務概要

１．業務場所　　群馬県みどり市東町座間４５６－１
渡良瀬川ダム総合管理所　３箇所

２．期　　間　　契約締結の翌日から令和８年１２月１０日まで

３．業務内容　　１）水道法施行規則第５５条に基づく、次の業務の実施並びに報告
①受水槽及び高置水槽の清掃（第５５条関係）
②登録検査機関の定期検査（簡易１１項目（第５６条関係））
③報告書提出
２）その他
業務の実施に際し、異常（漏水等）を認めた場合は、担当職員に連絡するとともに、対応について協議すること。協議の結果、作業を追加する場合は変更契約の対象とする。

４．実施時期　　上記業務内容に掲げる水道法施行規則に基づく業務については、担当職員と打合せを行うものとし、簡易水道検査については、受水槽等の点検後、概ね１週間後に行うこととする。

５．その他　　業務対象の受水槽及び高置水道の規格は次のとおりとする。

①ダム左岸下流給水設備　受水タンク　総容量１２．０㎥

②ダム左岸高架設備　　受水タンク　総容量　６．０㎥

③右岸給水設備　　受水タンク　総容量　２．０㎥

※③の右岸給水設備のみ、12月上旬から３月上旬の期間は、
凍結防止により通水停止）

参考


渡良瀬川
草木ダム展望台
草木ダム展望台 左岸
右岸給水設備
草木ダム
2つの展望台がある 1970年代に作られたダム
渡良瀬川ダム総合管理所
左岸高架水槽
わたらせ渓谷鐵道
名水コーヒー響
群馬県企業局
東第二発電所
琴平トンネル
水の広場
東遊園地
わらべ工房
左岸給水設備
みどり市 東運動公園
東運動公園 社会体育館
柱戸川
不動滝
不動堂
広福寺
日枝神社(山王宮 天神宮)
童謡ふるさと館
林道小平国有線
林道柱戸線

令和　　年　　月　　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
　渡良瀬川ダム総合管理所長　一ノ瀬　泰彦　　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和８年１０月３０日に交付された「渡良瀬川ダム総合管理所貯水槽清掃等業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担　当　者：

電 話 番 号：

ＦＡＸ番号:

◆くじ用数値

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

別　添

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例）

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

例）　・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
　　・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例）　・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000−	0	123
□□工業	¥600,000−		999
△△組	¥500,000−	1	4

123+4=127

127÷2者=63　余り　1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組　が契約の相手方となる。

例）　・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000−	0	123
□□工業	¥600,000−		999
△△組	¥500,000−	1	4
◎◎工業	¥500,000−	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42　余り　2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業　が契約の相手方となる。